

第9章 持続可能な医療保険制度の構築

第1節 医療費適正化の推進

県医療費適正化計画において、県民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進に関する目標を定め、その達成を通じて、結果として将来的な医療費の伸びの適正化を図ることを目指します

【現状と課題】

※詳細は「県医療費適正化計画」（令和6年度～令和11年度）を参照

【計画概要】

計画策定の趣旨

現行の医療費適正化計画の期間終了に伴い、人口減少に対応した全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築していくとともに、限りある地域の社会資源を効果的かつ効率的に活用し、医療費適正化を図っていく必要があることなど国の方針等を踏まえつつ、本県の医療費の動向や特性等について分析を行った上で新たな計画を策定

計画の位置づけ

- 「高齢者の医療の確保に関する法律」第9条の規定に基づく計画として、本県の医療費適正化対策の計画的・総合的な推進の基本となるもの
- 保健医療計画、健康かごしま21、すこやか長寿プラン2024、国民健康保険運営方針等の施策と調整・連携しながら取り組み、結果として将来的な医療費の伸びの適正化を図る

計画の構成

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間

第2章 医療費を取り巻く現状と課題

- 1 高齢化の見通し
- 2 医療費の動向
- 3 生活習慣病等を巡る状況
- 4 医療の提供体制を巡る状況
- 5 後発医薬品の状況
- 6 本県の医療費を取り巻く課題

【参考】第3期計画に記載した県民医療費の見通し及び取組目標の進捗状況等

第3章 医療費適正化に向けた目標と取組

- 1 県民の健康の保持の推進（～健康寿命の延伸に向けて～）
- 2 医療の効率的な提供の推進

【参考】

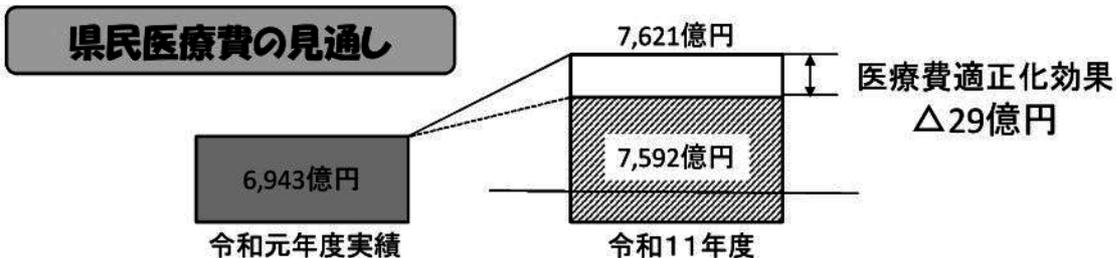
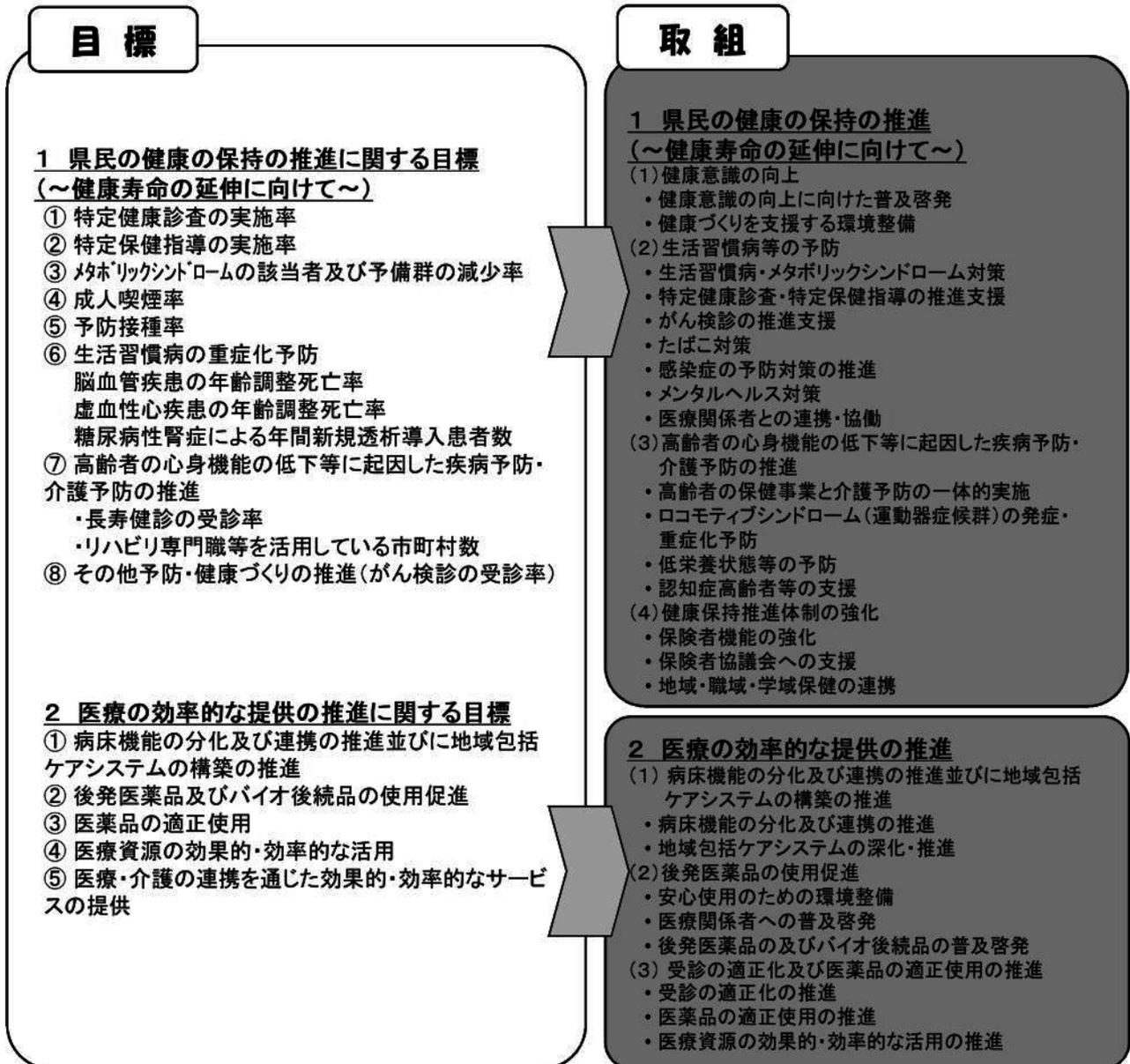
- ・ 第4期計画に基づく適正化の取組を行った場合の県民医療費の見通し
- ・ 市町村国民健康保険及び嘔気高齢者医療制度の1人当たりの保険料の試算

第4章 計画の推進

- 1 PDCAサイクルによる計画の推進
- 2 計画の周知
- 3 計画の推進体制

【施策の方向性】

※詳細は「県医療費適正化計画」（令和6年度～令和11年度）を参照



市町村国民健康保険及び後期高齢者医療制度の1人当たりの保険料の試算(令和11年度)

	令和5年度 保険料額(基礎分)	適正化前 (令和11年度)	適正化後 (令和11年度)	(月額)
市町村国民健康保険	6,442円	7,110円	7,083円	
後期高齢者医療	令和4年度、5年度 平均保険料額 5,350円	適正化前 (令和11年度) 7,409円	適正化後 (令和11年度) 7,381円	